

介護サービス情報の公表制度

介護サービス情報の報告から公表まで

平成 2 3 年 度

- 1 「介護サービス情報の公表」について
- 2 「介護サービス情報の公表」公表計画の通知
- 3 「介護サービス情報の公表」に向けた調査及び手数料
- 4 「介護サービス情報」の公表
- 5 公表内容の変更について
- 6 「介護サービス情報の公表」実施機関
- 7 介護保険事業所番号が変更された場合等の取り扱い
- 8 介護サービス情報の計画から公表までの流れ
- 9 各種様式

1 「介護サービス情報の公表」について

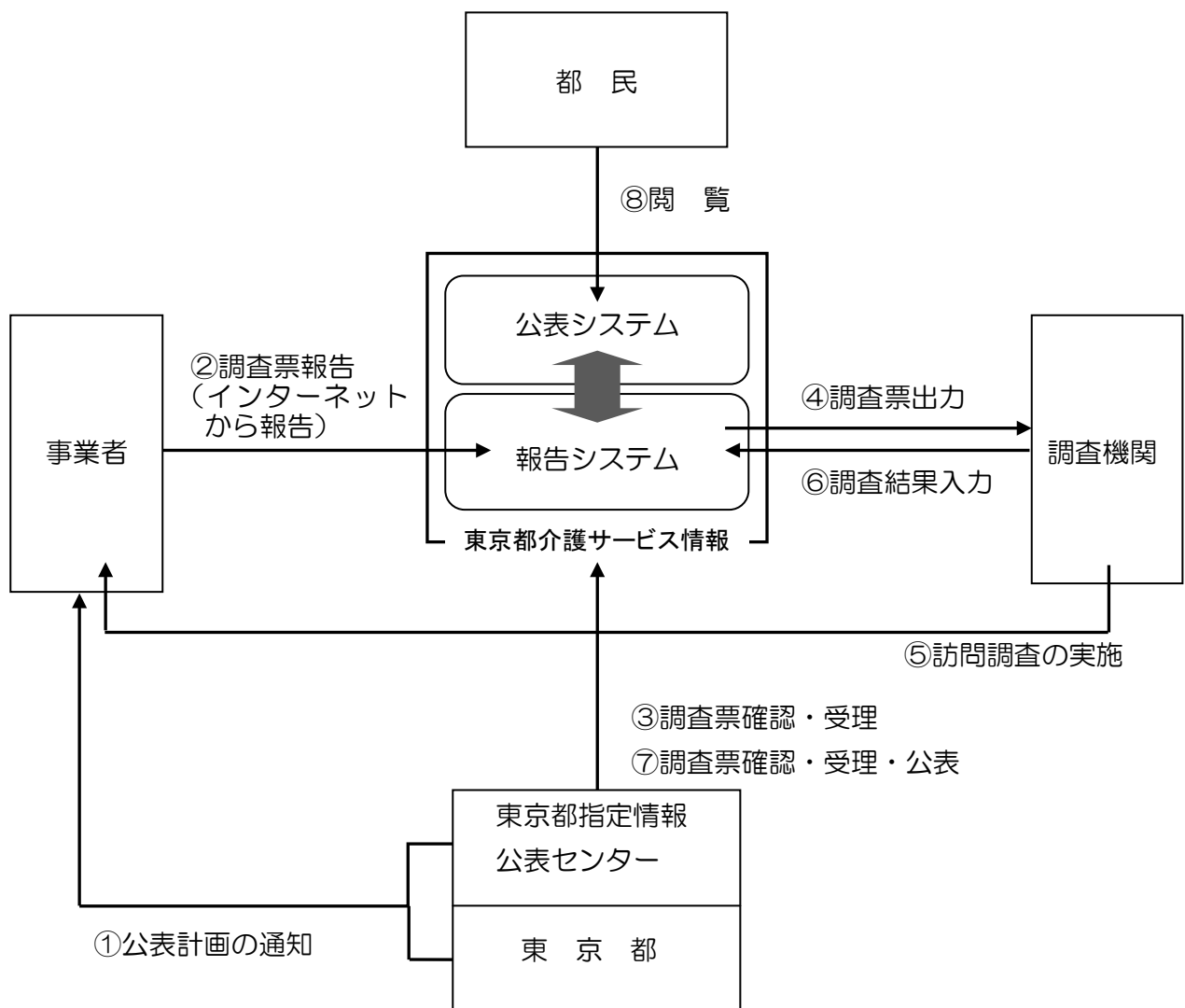
(1) 「介護サービス情報の公表」とは

介護保険制度は、サービスの利用者が事業者を選択し、契約によりサービスを利用する制度です。しかし、利用者がサービスを利用する際に必要とされるサービスに関する情報が不足していることから、利用者に対し適切な情報提供の仕組みが必要とされていました。

そのため、介護保険法の改正に伴い、平成18年4月からすべての介護サービス事業者に対して、「介護サービス情報の公表」が義務付けられました。

この「介護サービス情報の公表」制度は、利用者が介護サービスを利用するために必要とされる情報を事業者が公表することにより、利用者がより適切な事業者を選択できるように支援するための制度です。

(「介護サービス情報の公表」の流れ)



(2) 公表対象サービス種別：16グループ・50サービス

NO	サービス種別	手数料		
		調査手数料	公表手数料	計
1	1 訪問介護	¥18,300	¥8,000	¥26,300
	2 介護予防訪問介護			
	3 夜間対応型訪問介護			
2	4 訪問入浴介護	¥18,300	¥8,000	¥26,300
	5 介護予防訪問入浴介護			
3	6 訪問看護	¥18,300	¥8,000	¥26,300
	7 介護予防訪問看護			
	8 指定療養通所介護			
4	9 訪問リハビリテーション	¥18,300	¥8,000	¥26,300
	10 介護予防訪問リハビリテーション			
5	11 福祉用具貸与	¥15,100	¥8,000	¥23,100
	12 介護予防福祉用具貸与			
	13 特定福祉用具販売			
	14 特定介護予防福祉用具販売			
6	15 通所介護	¥20,000	¥8,000	¥28,000
	16 介護予防通所介護			
	17 認知症対応型通所介護			
	18 介護予防認知症対応型通所介護			
	※ 指定療養通所介護			
7	19 通所リハビリテーション	¥20,000	¥8,000	¥28,000
	20 介護予防通所リハビリテーション			
	※ 指定療養通所介護			
8	21 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)	¥20,000	¥8,000	¥28,000
	22 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)			
	23 地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)			
	24 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)			
	25 介護予防特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)			
9	26 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)	¥20,000	¥8,000	¥28,000
	27 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)			
	28 地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)			
	29 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)			
	30 介護予防特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)			
10	31 介護老人福祉施設	¥20,000	¥8,000	¥28,000
	32 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
	33 短期入所生活介護			
	34 介護予防短期入所生活介護			
11	35 介護老人保健施設	¥20,000	¥8,000	¥28,000
	36 短期入所療養介護(介護老人保健施設)			
	37 介護予防短期入所療養介護(介護老人保健施設)			
12	38 介護療養型医療施設	¥20,000	¥8,000	¥28,000
	39 短期入所療養介護(介護療養型医療施設)			
	40 介護予防短期入所療養介護(介護療養型医療施設)			
13	41 居宅介護支援	¥14,500	¥8,000	¥22,500
14	42 特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)	¥20,000	¥8,000	¥28,000
	43 介護予防特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)			
	44 地域密着型特定施設入居者生活介護(適合高齢者専用賃貸住宅)			
	45 特定施設入居者生活介護 (適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)			
	46 介護予防特定施設入居者生活介護 (適合高齢者専用賃貸住宅・外部サービス利用型)			
15	47 小規模多機能型居宅介護	¥14,200	¥8,000	¥22,200
	48 介護予防小規模多機能型居宅介護			
16	49 認知症対応型共同生活介護	¥14,200	¥8,000	¥22,200
	50 介護予防認知症対応型共同生活介護			

「療養通所介護は」事業所の併設状況によって、訪問看護、通所介護、通所リハビリテーションの、いずれかのサービスグループに区分されるため、訪問看護に番号を付しその他は※としています。

(3) 公表の対象となる事業所

- ① 基準日（平成23年4月1日）現在、東京都又は区市町村の事業所指定を受けていて、基準日前の1年間（平成22年4月～平成23年3月）の介護報酬支払実績が利用者負担分を含めて100万円を超えていること。

ただし、(2) 公表対象サービス種別の各グループ内において、二つ以上のサービスを一体的に運営している場合には、グループ内のいずれか一つのサービスが100万円を超える場合に対象になるとともに、同グループ内の100万円以下の他のサービスについても報告の対象となります。

- ② 平成23年4月1日以降、新たに東京都又は区市町村の指定を受けた介護サービス事業所（基本情報のみ公表）

(4) 公表の対象とならない事業所

- ① 平成23年6月24日付「平成23年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」通知（以下、「計画通知」という。）の1の(1) 介護サービス情報の報告 に記載されている同一グループの事業所うち、基準日前1年間の介護報酬支払実績（利用者負担分を含む。）（以下、「介護報酬実績」という。）が100万円を超えるサービス（100万円を超える事業所は、計画通知の「区分」欄に「◎」又は「○」が記載されています。）を全て休止又は廃止した場合は、そのグループに属する事業所は調査・公表の対象外となりますので、別紙（様式1）により、ご連絡ください。

ただし、平成24年1月31日までに介護報酬実績が100万円を超えるサービスを一つでも再開した場合は、そのグループに属する事業者は調査・公表の対象となります。再開にあたっては指定情報公表センターまで別途ご連絡ください。

また、東京都の指定台帳により、再開したことが確認できた場合は当センターから請求書等書類一式を送付します。

- ② 計画通知の1の(1) 介護サービス情報の報告 に記載されている同一グループの事業所うち、平成23年度中に介護報酬実績が100万円を超えるサービスを全て、休止又は廃止する予定がある場合は、調査・公表を猶予しますので、別紙（様式2）によりご連絡ください。

なお、東京都の指定台帳により、休止又は廃止が確認出来なかった場合は調査対象となりますので、必ず休止又は廃止の手続きを行ってください。また、予定が変更になった場合は、指定情報公表センターまで別途ご連絡ください。

(5) 公表される「介護サービス情報」の内容

公表される情報は、利用者が適切かつ円滑に介護サービスを利用する機会を確保するために必要な情報で、「基本情報」と「調査情報」から構成されています。

公表される情報の責任は介護サービス事業者が有しています。

また「調査情報」については、調査機関の調査員が当該事業所を訪問し、その情報の根拠となる事実を確認します。

① 基本情報

名称、所在地、連絡先、サービス従業者の数、施設・設備の状況や利用料金などの事実情報。

② 調査情報

利用者本位のサービス提供の仕組み、従業者の教育・研修の状況、介護サービス事業所のサービス内容、運営等に関する情報。

2 「介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」通知(計画通知)

当該事務を効率的かつ円滑に行う観点から、都道府県知事が毎年、報告・調査・情報公表計画を定めることとしています。

報告・調査・情報公表計画の種類は下記のとおり

- 報告計画：介護サービス情報の報告に関する計画
- 調査計画：調査事務に関する計画
- 情報公表計画：情報公表事務に関する計画

平成 23 年度は、6月24日付で対象事業所あて、「報告・調査・情報公表計画」を、東京都と東京都指定情報公表センターの連名で通知します。この計画に基づき事務を行います。

対象事業所に通知する主な項目は下記のとおり

- ① 対象事業所及び対象サービス
- ② 調査票報告及び調査公表手数料払込期限
- ③ 訪問調査実施月
- ④ 調査機関名
- ⑤ 公表月
- ⑥ 公表方法

3 「介護サービス情報の公表」に向けた調査及び手数料

(1) 調査票及び調査票の報告

- ① 調査票は、「基本情報項目の調査票」と「調査情報項目の調査票」の2種類です。
- ② インターネットから「東京都介護サービス情報報告システム」にアクセスし、報告していただきます。
なお、報告方法の詳細については、別途ホームページ上に掲載している「東京都介護サービス情報報告システム事業所様向け操作マニュアル」をご参照ください。

*「報告システム」は「とうきょう福祉ナビゲーション」のアドレスからアクセスしていただきます。

<http://www.fukunavi.or.jp>

(2) 調査票報告期限

事業所により異なります。別途送付させていただきました「平成23年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画の実施について」をご参照ください。

(3) 訪問調査

- ① 「調査情報項目」について訪問調査を実施します。
- ② 訪問調査は、調査票の報告及び手数料の納付後に実施します。
- ③ 訪問調査の日程等は、指定調査機関が事業所に連絡し、調査予定月内で調整を行い決定します。

日程調整時期：訪問調査実施月の前々月から前月の間

- ④ 調査は東京都においては、原則として調査員1名で行い、1事業所あたり1日以内で終了します。

調査は、調査に関して事業所を代表する者と面接調査の方法により実施します。
また、「調査情報項目」の「確認のための材料」のうち、事業者が「あり」と報告した事項について、その材料の原本を確認します。

なお、平成22年度調査において、マニュアルや規程の有無の確認を行う「確認のための材料」の存在が既に確認されている場合は、平成23年度の訪問調査において確認作業は省略されます。

「確認のための材料」を「なし」としたものについては、確認は行いません。

調査は、調査結果に事実誤認がないこと及び調査結果がそのまま公表されることについて事業所の同意（記名、捺印を頂きます）をもって終了します。

公表センターからのお願い

調査にあたっては、調査に立ち会う責任者の方の調整、「確認のための材料」（原本）の準備など、事業所内での連絡調整を行ってください。やむを得ない事情により、予定が変更になる場合があるかとは思いますが、その場合は前日までに、調査機関にご連絡頂きますようお願いいたします。訪問調査当日のキャンセル、日程変更は行わないでください。

（４） 手数料

- ① 「介護サービス情報の公表」制度では、調査を受けるための「調査手数料」、公表するための「公表手数料」をサービス提供事業者にご負担していただきます。
- ② 手数料については、東京都福祉保健局関係手数料条例により規定されています。調査票の報告と併せて、調査公表手数料を「払込票」により払込みしていただきますようお願いいたします。
なお、調査公表手数料については、払込みされますとご返金できませんのでご注意ください。

4 「介護サービス情報」の公表

(1) 情報の公表の頻度

1年に1回（公表計画に基づき公表します。）

(2) 公表時期

公表計画に基づき、原則、訪問調査を実施した月の翌々月の中旬に介護サービス情報を公表します。（ただし、新規事業所については、原則、指定を受けた月の翌々月の中旬を予定）

(3) 公表方法

東京都指定情報公表センターが、インターネット上で公表いたします。

公表後は、「とうきょう福祉ナビゲーション」の下記アドレスからアクセスし、公表内容を閲覧することができます。

アドレス <http://www.fukunavi.or.jp>

(4) 公表の停止

事業所の休止又は廃止が東京都台帳により確認できた場合は、公表を停止します。

5 公表内容の変更について

(1) 基本情報項目の変更

調査票を提出すると、公表するまで事業所で修正することはできません。

公表前に調査票の内容を変更したい場合は、東京都指定情報公表センターまでご連絡ください。公表センターで「提出取消」を行うことで、再度「記入」「登録」「提出」ができるようになります。

なお、公表後は、事業所が基本情報の内容を変更することができます。

基本情報を修正のうえ、再度ご提出ください。再提出後は、公表センターで内容を確認し、受理すれば、事業所で変更した内容が公表されます。

修正方法の詳細については、別途ホームページ上に掲載している「東京都介護サービス情報報告システム事業所様向け操作マニュアル」をご参照ください。

(2) 調査情報項目の変更

調査情報項目は、変更できません。

6 「介護サービス情報の公表」実施機関

「介護サービス情報の公表」制度は、介護保険法に基づく都道府県の自治事務であり、都道府県知事は対象事業所が報告する介護サービス情報の受理、調査、情報の公表等の事務を行う体制を整備することとなっています。

東京都の場合は、指定情報公表センター、指定調査機関を指定してこの事務を実施しています。

(1) 東京都指定情報公表センター

「東京都指定情報公表センター」は、「介護サービス情報の公表」が効率的かつ円滑に実施されるよう、東京都知事の指定を受けて情報公表事務全体の運営・管理を行っています。

主な事務としては、東京都の「介護サービス情報の公表計画」に基づき、事業者からの調査票の受理、「介護サービス情報」の公表及び調査・公表手数料の収納などの事務を行っています。なお、財団法人東京都福祉保健財団が、当センターの指定を受け運営しております。

(2) 指定調査機関及び調査員

① 指定調査機関

「指定調査機関」は、東京都知事が指定する機関で、公表計画に従い、公表内容の内、客観的な事実確認が必要とされる事項について調査事務を行います。東京都では24機関を指定しています。

② 調査員

調査員は指定調査機関に所属し訪問調査を実施します。

調査員の要件は調査員養成研修の課程を修了し東京都が作成する調査員名簿に登録されていることが必要です。

調査では調査対象となるサービス事業者の業務内容を知りうるとともに、利用者等の情報を閲覧することから調査員には「秘密保持義務」が課せられています。

また、調査員は公務に従事する職員とみなされ、法令に違反した場合は地方公務員法の規定に準ずる罰則が適用されることとなっています。

7 介護保険事業所番号が変更された場合等の取り扱い

法人の分割、合併等により、新たに事業者の指定を受けた（受ける予定がある）場合には、「新規指定事業所」として、基本情報のみ報告していただくこととなりますので下記の様式によりご連絡ください。

なお、新規指定事業所あてには改めて提出依頼の通知をお送りします。

様式3：介護保険事業所番号が変更されたことに関する報告書（変更された場合）

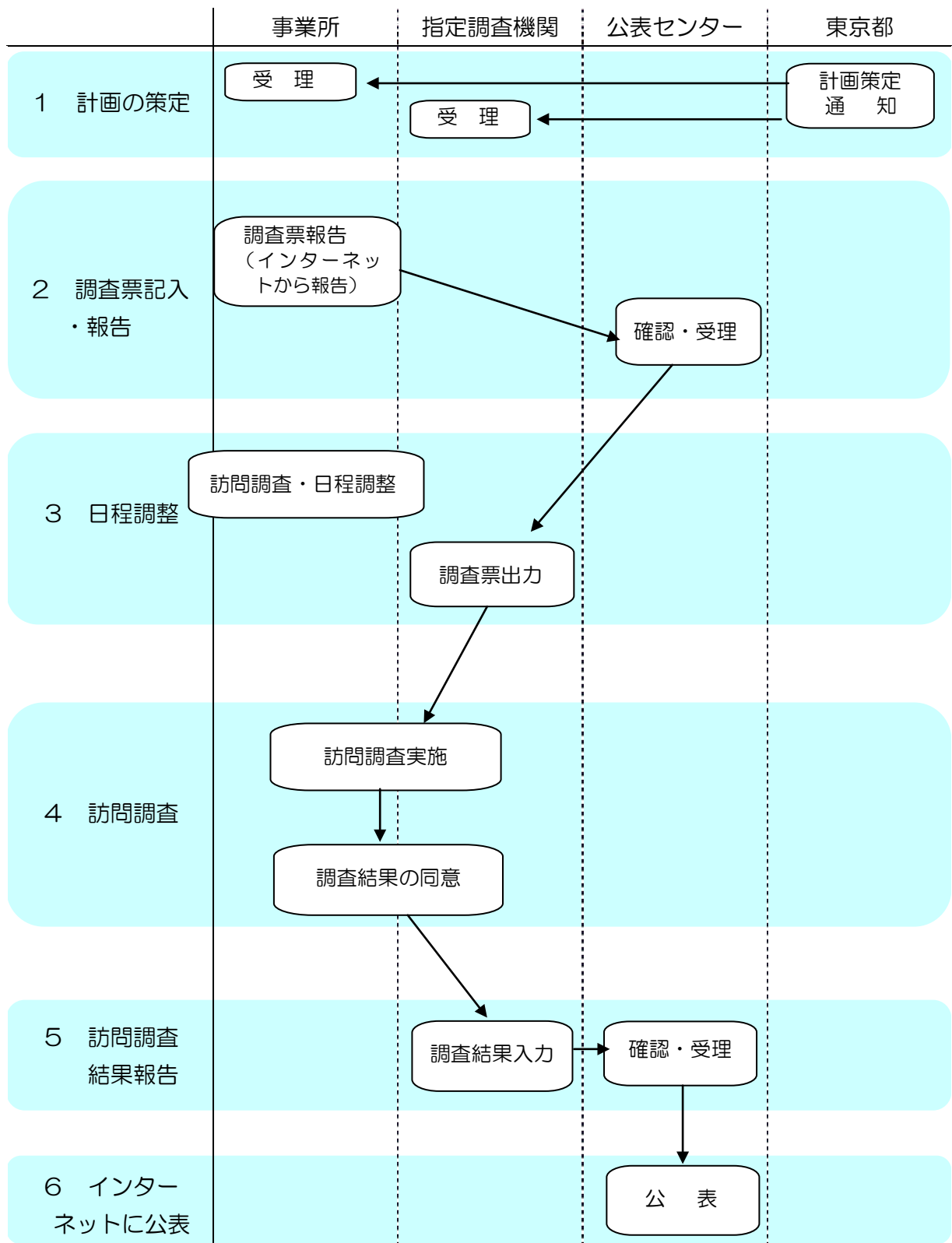
様式4：介護保険事業所番号の変更が確定していることに関する報告書
（変更予定がある場合）

【介護保険事業所番号が変更になる例】

例1：合併もしくは事業分割などで新たに東京都の事業所指定を受けた場合

例2：自治体から指定管理者の指定を受け、新たに東京都の事業所指定を受けた場合

8 介護サービス情報の計画から公表までの流れ



様式1 (100万円を超える全ての事業所の休止又は廃止)

フ ァ ク シ ミ リ 送 信 票

:東京都指定情報公表センター 計画調整担当 行
:03-5206-8743

グループ休止・廃止（東京都知事に届出済）に関する報告書

平成 年 月 日

当グループの事業所のうち、平成22年4月から平成23年3月までの介護報酬額支払実績（利用者負担分を含む）が100万円を超える事業所の全てが、廃止又は休止しており、東京都知事に「廃止・休止・再開届出書」を届け出済みであるため、グループに属する事業所の全てが「介護サービス情報の公表制度」の対象外であることを報告します。

法 人 名			
事 業 所 の 住 所	(〒 -)		
介 護 保 険 事 業 所 番 号	①	②	
(以下の事項は介護保険事業所番号毎にご記入ください。)			
サ ー ビ ス 種 別			
事 業 所 の 名 称			
休 止 ・ 廃 止 等 の 区 分	休止・廃止・その他()	休止・廃止・その他()	
休 止 ・ 廃 止 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
東 京 都 へ の 届 出 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
電 話 番 号		担 当 者 名	

* この報告書は、グループ毎に作成してください。平成23年6月24日付「平成23年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」通知の1の(1)介護サービス情報の報告 に記載されている事業所が同一グループの事業所になります。

* 地域密着型サービスは、「東京都知事」を「区市町村長」と読み替えてください。

* 届け出済みの「廃止・休止・再開届出書」の写しも併せて送付してください。

様式2 (100万円を超える全ての事業所が休止又は廃止予定)

フ ァ ク シ ミ リ 送 信 票

:東京都指定情報公表センター 計画調整担当 行
:03-5206-8743

グループ休止・廃止の届出予定に関する申出書

平成 年 月 日

当グループの事業所のうち、平成22年4月から平成23年3月までの介護報酬額支払実績(利用者負担分を含む)が100万円を超える事業所の全てが、平成23年度中に廃止又は休止の届け出予定であるため、調査票の提出及び手数料の納付の猶予を申し出ます。

法人名			
事業所の住所	(〒 -)		
介護保険事業所番号	①	②	
(以下の事項は介護保険事業所番号毎にご記入ください。)			
サービス種別			
事業所の名称			
休止・廃止等の区分	休止・廃止・その他()	休止・廃止・その他()	
休止・廃止年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
東京都への 休止・廃止届出予定年月日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
休止・廃止する 理由			
電話番号		担当者名	

* この申出書は、グループ毎に作成してください。平成23年6月24日付「平成23年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」通知(以下、「計画通知」という。)の1の(1)介護サービス情報の報告に記載されている事業所が同一グループの事業所になります。

* 介護保険法の規定により、事業を休止又は廃止するときは、その休止又は廃止の日の一月前までに、その旨を東京都知事に届け出なければならないこととされています。休止又は廃止の届け出がない場合は、事業を継続していることになり公表対象となりますので、ご注意ください。

* 地域密着型サービスは、「東京都知事」を「区市町村長」と読み替えてください。

様式3 介護保険事業所番号（変更済）

ファクシミリ送信票

あて先 : 東京都指定情報公表センター 計画調整担当 行
FAX 番号 : 03-5206-8743

介護保険事業所番号が変更されたことに関する報告書

当事業所は、平成 年 月 日に、新たに東京都知事の指定を受け、
介護保険事業所番号等を下記のとおり変更したので、申し出ます。

1 現在の事業所

介護保険事業所番号	
法人名	
事業所の名称	
サービス種別	
事業所の住所	(〒 —)
担当者名	
電話番号	

2 旧事業所

旧介護保険事業所番号	
旧法人名	
旧事業所名	
介護保険事業所番号 変更の理由 (例:法人の分割・合併、他の法人への営業譲渡、指定管理者 制度に基づく自治体の指定 等)	

様式 4 介護保険事業所番号（変更確定）

ファクシミリ送信票

あて先：東京都指定情報公表センター 計画調整担当 行
FAX 番号：03-5206-8743

介護保険事業所番号の変更が確定していることに関する報告書

平成 年 月 日

当事業所は、下記の理由により、今年度中に新たに東京都知事の指定を受け、介護保険事業所番号が変更することが確定している（東京都知事へは未届けであるが、新規指定申請することを法人として決定済み）ので、報告します。

法人の決定年月日 平成 年 月 日
 予定届出年月日 平成 年 月 日
 予定指定年月日 平成 年 月 日

介護保険事業所番号			
法人名			
事業所の名称			
サービス種別			
事業所の住所	(〒 -)		
変更後の法人名			
変更後の事業所名			
介護保険事業所番号 変更の理由 (例：法人の分割・合併、他の法人への営業譲渡、指定管理者制度に基づく自治体の指定等)			
電話番号		担当者名	

* 変更後の事業所は、新規事業所として基本情報の報告が必要となります。
 * 地域密着型サービスは、「東京都知事」を「区市町村長」と読み替えてください。

様式1-2 (みなし事業者) (100万円を超える全ての事業所の休止又は廃止)

フ ァ ク シ ミ リ 送 信 票

:東京都指定情報公表センター 計画調整担当 行
:03-5206-8743

グループ休止・廃止に関する報告書

平成 年 月 日

当グループの事業所のうち、平成22年4月から平成23年3月までの介護報酬額支払実績(利用者負担分を含む)が100万円を超える事業所の全てが、廃止又は休止しているため、グループに属する事業所の全てが「介護サービス情報の公表制度」の対象外であることを報告します。

法 人 名			
事 業 所 の 住 所	(〒 -)		
介 護 保 険 事 業 所 番 号	①	②	
(以下の事項は介護保険事業所番号毎にご記入ください。)			
サ ー ビ ス 種 別			
事 業 所 の 名 称			
休 止 ・ 廃 止 等 の 区 分	休止・廃止・その他()	休止・廃止・その他()	
休 止 ・ 廃 止 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
東 京 都 へ の 届 出 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
電 話 番 号		担 当 者 名	

* 東京都知事に事業の休廃止届を提出している場合は、「東京都への届出年月日」欄を記入してください。また、届出書の写しも送付してください。
* この報告書は、グループ毎に作成してください。平成23年6月24日付「平成23年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」通知の1の(1)介護サービス情報の報告 に記載されている事業所が同一グループの事業所になります。

様式2-2 (みなし事業者) (100万円を超える全ての事業所が休止又は廃止予定)

フ ァ ク シ ミ リ 送 信 票

:東京都指定情報公表センター 計画調整担当 行
:03-5206-8743

グループ休止・廃止予定に関する申出書

平成 年 月 日

当グループの事業所のうち、平成22年4月から平成23年3月までの介護報酬額支払実績(利用者負担分を含む)が100万円を超える事業所の全てが、平成23年度中に廃止又は休止の予定であるため、調査票の提出及び手数料の納付の猶予を申し出ます。

法 人 名			
事 業 所 の 住 所	(〒 -)		
介 護 保 険 事 業 所 番 号	①	②	
(以下の事項は介護保険事業所番号毎にご記入ください。)			
サ ー ビ ス 種 別			
事 業 所 の 名 称			
休 止 ・ 廃 止 等 の 区 分	休止・廃止・その他()	休止・廃止・その他()	
休 止 ・ 廃 止 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
東 京 都 へ の 休 止 ・ 廃 止 届 出 予 定 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日	
休 止 ・ 廃 止 す る 由			
電 話 番 号		担 当 者 名	

* 東京都知事に事業の休廃止届の提出を予定している場合は、「休止・廃止届出予定年月日」欄を記入してください。

* この申出書は、グループ毎に作成してください。平成23年6月24日付「平成23年度介護サービス情報の公表に係る報告・調査・情報公表計画」通知(以下、「計画通知」という。)の1の(1)介護サービス情報の報告に記載されている事業所が同一グループの事業所になります。